

令和5年
(10月号)

八鹿駅前交番だより

南但馬警察署

☎ 672-0110

特定小型原動機付自転車を知ろう!
(いわゆる電動キックボード等)

性能等確認済
[認定機関名称-確認番号]

特定原付 [車名・型式]

道路運送車両の保安基準
(ヘッドライト、警音器、
後部反射器等の備え付け)
に適合したものは「性能
等確認済」のシール等が付
いています。

【車体の構造】

- ・定格出力0.60kw以下
- ・20km/hを超える速度を出
すことが出来ない。
- ・走行中に最高速度設定を
変更できない。
- ・オートマチック・トランスミッションであること。



16歳未満の者が運転することは禁止されています。

ナンバープレート
+
自賠責保険

市
い5555



主な交通ルール(運転する前に)

- ・飲酒運転はダメ!
- ・乗車用ヘルメットを着用する。



主な交通ルール

- ・原則として **車両用の信号に従う**
- ・道路標識等により通行を禁止されている道路は通行してはいけな
- ・一時停止すべき場所
- ・道路標識により一時停止すべきとされているときは、**一時停止する**



通行する場所

- ・**車道の左側端を通行**
- ・左折の時は、**ウィンカーを操作して左折の合図**
- ・右折の時は、「二段階右折」をする。

歩道と通行できる例外

特別特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合に限り。

基準

- ・最高速度表示灯(緑色の灯火)を点滅させていること
- ・時速6キロメートルを超えて加速することができない構造であること
- ・下記の道路標識が設置されている歩道であること



「普通自転車等及び歩行者等専用」標識